

ふじのくに芸術回廊創出事業に係る情報発信支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、ふじのくに芸術回廊創出事業として静岡県内における文化振興に資することを目的とした事業を行う団体等（以下「団体等」という。）に対して、その事業にかかる広報等を支援することにより、静岡県の文化振興を図るものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)団体等 国、静岡県を除く地方公共団体、各種団体及び各種法人等をいう。
- (2)サイン等 別表に掲げるキャラクター、ロゴマーク等をいう。

(情報発信支援の内容)

第3条 団体等が実施する事業が、ふじのくに芸術回廊創出事業として、静岡県内の文化振興に資すると認められた場合、その事業にかかる広報等においてサイン等の使用を認めることとする。

2 事業実施にかかる経費は全て団体等の負担とする。

(支援申請)

第4条 支援を受けようとする団体等は、申請書（様式第1号）を静岡県文化・観光部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(支援承認)

第5条 文化・観光部長は、前条の申請があった場合その事業内容等について審査し、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- (1) 事業の目的がふじのくに芸術回廊創出事業として静岡県内の文化振興に資すると認められないとき。
- (2) 営利団体等が自己の利益を主たる目的とするとき。
- (3) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (4) 静岡県のイメージを傷つける恐れがあるとき。
- (5) 法令等及び公序良俗に反するとき。
- (6) その他文化・観光部長が事業の内容について不相当と認めるとき。

(支援承認の取消し)

第6条 文化・観光部長は、事業の内容がこの要綱及び支援承認の内容に違反していると認められるときは、その支援承認を取り消すことができる。

(事業実績の報告)

第7条 支援を受けた団体等は、事業終了後速やかにその実績を報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、情報発信支援事業にかかる必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から適用する。